

春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル審査基準

1 審査方法

審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）による業務受託実績調書及び見積書を基に、審査（プレゼンテーション）を行い、業務委託候補者を選定する。

2 審査基準

- (1) 審査（プレゼンテーション）による評価点を基に行う。
- (2) 審査による評価点は、50点満点とする。
- (3) 「春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」2（4）に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とする。
- (4) 書類審査の結果、評価点が50点満点中30点に満たない場合には選定対象としない。
- (5) 原則として、2（2）の評価点の最も高い事業者を最優秀企画提案事業者とする。評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、協議の上、最優秀企画提案事業者を選定する。
- (6) 春日部市は、審査委員会の選定を基に、総合的に判断して当該事業の業務委託候補者を選定する。

審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 事務の実施体制・実施計画・ 受託実績・提示金額 (25点)	<ul style="list-style-type: none">・実施体制、事業遂行能力の明確化・受給権発見目標件数、年金受給金額の目標額・年金申請支援の実績・受託計画書に対する提示金額の妥当性
2 業務の実施手法及び独自性・ プレゼンテーション (25点)	<ul style="list-style-type: none">・被保護者等の各種記録を年金受給へとつなげる 具体的手法・福祉事務所およびケースワーカーとの連携の 具体的手法・本業務に関する参加申込者の強み等・本業務へ取り組む姿勢等